

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月18日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	鹿児島県
3. 市区町村名	阿久根市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.akune.kagoshima.jp

執行機関名 阿久根市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和51年条例第12号)によるひとり親家庭等の父子又は母子及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	37	
番号法別表第2の項	57	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		阿久根市個人番号の利用等に関する条例 別表第1 第2の項 阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和51年条例第12号)によるひとり親家庭等の父子又は母子及び児童に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和51年条例第12号)第1条
事務の趣旨又は目的	この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、ひとり親家庭の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和51年条例第12号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第4条第1項
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭医療費の助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第3条第3項
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	阿久根市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例第2条第2項
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
情報提供者		
提供を求める特定個人情報		

特定個人情報 10		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
情報提供者		
提供を求める特定個人情報		

備考	
----	--